

4. 保健管理センター

保健管理センターは、学生のみなさんが健康な学生生活を送れるようにサポートするところです。本センターは1号館の事務室向かい、学生相談室の隣にあります。

利用時間 ・月～金 8：30～12：40

13：40～17：30

・土 取扱はしません

① 定期健康診断

定期健康診断は、学校保健安全法に基づき年1回実施することが定められています。本学では、全学生を対象に毎年4月に実施しています。受診しない場合は、就職試験を受ける際に必要となる「健康診断証明書」の発行ができませんので、必ず受けてください。また、期日を過ぎた場合は、自己負担での受診となります。

〈定期健康診断検査項目〉

検査項目	1年次		2年次	
	キャリア開発 総合学科	保育学科	キャリア開発 総合学科	保育学科
胸部レントゲン	○	○	○	○
尿	○	○	○	○
視力	○	○	○	○
身長、体重	○	○	○	○
医師診察	○	○		
血圧	○	○		
心電図	○	○		
血液（貧血）	○	○		
血液（脂質）	○	○		
血液（HBs抗原）	○	○		
聴力		○		
麻疹、風疹抗体		○		○

② 健康相談

体調不良や悩みを抱えて困った場合は、個別に相談に応じます。プライバシーを守って対応します。

電話 022-376-8253 メール hoken.soudan@seiwa.ac.jp

③ 応急処置

学内で怪我をしたり、急に体調が悪くなった時は、応急処置を行っています。ただし、アレルギーの問題がありますので、内服薬は置いていません。常用している薬がある方は、ご自分で準備してください。また、医師の診療が必要と判断した場合には、医療機関を紹介します。

④ マイナンバーカード、体温計の準備について

怪我や病気などで診療を受ける場合は、マイナンバーカード（または資格確認書）が必要です。これらを提示しないと医療費の全額を自費で支払うこととなります。日頃から、マイナンバーカード（または資格確認書）を携帯するようにしましょう。

体温計を準備し、日々の体調管理に努めてください。

⑤ セルフアセスメントコーナー

保健管理センター内に、血圧、体重が測定できるセルフアセスメントコーナーを設置しています。日頃の健康管理にご活用ください。

⑥ 感染症について

○「学校において予防すべき感染症」は、学校保健安全法で決められた期間、出席停止と定められています。万が一、「学校において予防すべき感染症」と診断された場合は、通学せず、すみやかに大学へ電話で連絡してください。

○通学再開には、「治癒証明書」(P113)の提出が必要です。

※新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザは、治癒証明書の提出は必要ありません。

○「治癒証明書」のもらい方

- ・(P113)の治癒証明書をコピーして受診先に持参し、記入してもらいます。
- ・短大HPからも印刷可能です。(「在学生の方へ」→「学生生活」→「治癒証明書(P113)」)

○記入済みの治癒証明書は、通学時に保健管理センターに提出してください。

〈学校において予防すべき感染症の主な疾患 学校保健安全法施行規則18条〉

- | | |
|-------|---|
| (第1種) | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ |
| (第2種) | インフルエンザ〔特定鳥インフルエンザを除く〕、百日咳、麻しん(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 |
| (第3種) | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜、その他 |

◆海外へ渡航される方は、感染症に注意しましょう。

事前に渡航先の感染症に関する情報を収集し、必要な準備を行ってください。帰国後に発熱、下痢などの症状が出た時は、早めに最寄りの保健所や医療機関へ相談してください。渡航先の感染症情報、注意事項については下記をご参照ください。

- ・厚生労働省検疫所(FORTH) <https://www.forth.go.jp/index.html>
- ・外務省海外安全HP <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・宮城県HP「海外に渡航される方へ」
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/kaigaitoko-tyuikanki.html>

5. 進路相談室、学生相談室

本学1階に進路相談室、学生相談室を設けております。学生相談室は、週2回、メンタルヘルスカウンセラーによる相談も実施しております。プライバシーは、守ります。気軽にいらしてください。

進路相談室 022-376-8204 メール soudansitu@seiwa.ac.jp

学生相談室 022-376-8254 メール gakusei.soudan@seiwa.ac.jp

どちらの相談室もオンラインによる申込、オンライン面談も可能です。

進路相談室は平日10:00~17:30、学生相談室は月・木曜日9:30~15:30の開設です。

6. セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等について

他者を不快にさせる性的言動による人権侵害をセクシャル・ハラスメント、優越的な地位を利用した不適切な言動による人権侵害をパワー・ハラスメントといいます。本学では、このようなハラスメントの防止に取り組んでいますが、このような人権侵害が生じたと感じたら「学生相談室」か「保健管理センター」などに相談してください。プライバシーは守って対応します。

7. 障がいのある学生に対する修学等の支援について

本学では「障がいのある学生への支援に関するガイドライン(P135)」および、「障がいのある学生への支援に関する基本方針(P136~)」を策定し、障がいのあることを理由として、授業や学校行事への参加など学修機会が失われることがないように修学等の支援を行っています。身体的障害、発達障害等の理由により、修学や学生生活において支障を感じたり相談したい場合は、保健管理センターまで申し出てください。